

学校給食用物資納入資格審査申請の受付について

1. 対象

洲本市が発注する学校給食用物資について競争入札に参加を希望する事業者

なお、下記の⑦～⑨のいずれかを満たす場合は対象外とする

- ⑦国税及び地方税（所在地がある自治体）及びこれらに付帯する延滞金等の滞納がある場合、または申請日が属する年度から過去3年間にわたり滞納処分を受けたことがある場合
- ⑧食品衛生法に基づく営業許可申請または営業届出の適正な手続きを行っていることが確認できない場合（※届出対象外の業種を除く）
- ⑨営業実績が1年未満である場合

2. 申請の受付期間

令和7年12月15日（月）以降随時受付

ただし、令和8年4月分から入札参加を希望する場合は、令和8年1月30日（金）【必着】までに下記の提出書類を学校教育課に提出すること

3. 提出書類

①学校給食用物資納入資格審査申請書（様式1）

※納入を希望する給食センターを○で囲んでください（両方希望可）

②食品営業許可証（写し）または、届出等の確認書（様式2）

食品衛生法に基づく適正な手続きを行っているか確認するため、下記のとおり食品営業許可証の写しまたは届出等の確認書（様式2）をご提出ください

提出書類	営業の種別	補足事項
食品営業許可証（写し）	営業許可を要する業種	有効期間内のもの 複数許可を受けてい るものは全種
食品衛生法に基づく届出 等の確認書（様式2）	営業届出を要する業種 届出対象外の業種	

※食品関係の営業を営もうとする場合、管轄の保健所へ、営業許可申請もしくは営業届出が必要です

※適正な理由なく届出を行っていない場合、登録の対象外となります

③主な販売先調書（様式3）（※任意様式で可）

④各納税証明書（国税及び地方税）

「国税」及び「地方税」について、滞納がないこと及び3年以内に滞納処分を受けたことがないことを証明するもの（滞納がない証明書）

<国税>

【法人の場合】法人税・消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3の3）

※未納の額がないことの証明

【個人の場合】申告所得税・消費税及び地方消費税についての納税証明書（その3の2）

※未納の額がないことの証明

各証明書のお手続きについては、所在地を管轄する税務署にお問い合わせください

<地方税>

【洲本市内に所在地がある場合】

納税証明書申請用紙（様式4-1）を洲本市収納対策課に持参し、納税証明書の交付を受けてください

【洲本市以外に所在地がある場合】

各自治体が指定する申請用紙により、納税証明書の交付を受けてください

※様式4-2は本市が作成した参考様式であるため、そちらで納税証明書が発行できるかどうか、各自治体の担当窓口にご確認ください

※農事組合法人以外の農産物生産組合など、法人格のない社団が申請者の場合は、代表者の納税証明書（国税及び地方税）をご提出ください

⑤口座振替依頼書（様式5）

⑥暴力団排除に関する誓約書（様式6）

⑦学校給食用物資納入に関する確約書（様式7）

※納入を希望する給食センターを○で囲んでください（両方希望可）

⑧委任状（様式8）（下記注意参照）

【注意】

本社（本店）以外に支店または営業所があり、実際に取引を行う登録先が支店または営業所になる場合（例：東京都に本店があるが、実際に本市と取引するのが神戸営業所である場合など）、①申請書（様式1）の申請者の名義は本社（本店）とし、④納税証明書等も本社（本店）分をご提出いただくとともに、委任状（様式8）をご提出ください。

なお、⑤口座振替依頼書（様式5）、⑥暴力団排除に関する誓約書（様式6）、⑦学校給食用物資納入に関する確約書（様式7）については、登録先の支店または営業所名義で問題ありません。

【提出が必要な書類の一覧】

番号	提出書類		備考	法人	個人	
1	学校給食用物資納入資格審査申請書（様式1）		法人の場合、本社または本店名義	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
2	食品営業許可証の写し		営業許可を要する業種	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	食品衛生法に基づく届出等の確認書（様式2）		上記以外			
3	主な販売先調書（様式3）		任意様式で可	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
4	納税証明書（滞納がない証明書）					
	国税	法人	その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明書	本社または本店名義	<input type="radio"/>	—
		個人	その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納のない証明書		—	<input type="radio"/>
	地方税	法人	本店・本社所在地の地方自治体の税の滞納がない証明	本社または本店名義	<input type="radio"/>	—
		個人	所在地の地方自治体の税の滞納がない証明		—	<input type="radio"/>
5	口座振替依頼書（様式5）			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
6	暴力団排除に関する誓約書（様式6）			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
7	学校給食用物資納入に関する確約書（様式7）			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
8	委任状（様式8）		本店または本社と本市と取引を行う支店または営業所が異なる場合	<input type="triangle"/>	—	

4. 備考

- ・審査終了後、登録通知書を送付し、以降の入札時に通知します。

なお、本登録は市からの給食用物資の発注を確約するものではありませんので、予めご了承ください。

- ・登録完了後に、営業許可書の有効期間が満了する場合は、新しい営業許可書を提出してください。

5. 登録の有効期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

※令和8年4月1日以降に申請があった場合は、登録日から令和11年3月31日まで

6. 提出先

郵送または持参にて、下記まで提出してください。

〒656-8686

洲本市本町三丁目4番10号 洲本市役所4階

洲本市教育委員会事務局 学校教育課 保健給食係

TEL: (0799) 22-6266 FAX: (0799) 26-1510